



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年5月7日 曜日 第2972号

◇ 目 次 ◇

指定完成検査機関の指定.....	(消防防災安全課) ...	359
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	359
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	360

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施.....	(薬務衛生課) ...	360
製菓衛生師試験の施行.....	(") ...	361
調理師試験の実施.....	(") ...	361

告 示

○愛媛県告示第488号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第1項ただし書の規定により、次のとおり指定完成検査機関を指定した。

平成30年5月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	完成検査を行う事業所		指 定 の 区 分	指 定 の 期 間
		名 称	所 在 地		
秋尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	秋尾高圧容器株式会社	新居浜市多喜浜三丁目5番50号	液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第33条第3項において準用する同令第32条に規定する製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査を行う者としての指定	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

○愛媛県告示第489号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年5月7日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エースワン八幡浜店
八幡浜市松柏丙832番地2 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン
高知県高知市薊野南町28番12号
代表取締役 中山 太陽
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン
高知県高知市薊野南町28番12号
代表取締役 中山 太陽
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年11月21日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,468平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
88台
イ 駐輪場の収容台数
43台
ウ 荷さばき施設の面積
110平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
25立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時10分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成30年4月23日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第490号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 5月 7日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社クラレ
岡山県倉敷市酒津1621番地
取締役社長 伊藤 正明

2 事業場の名称及び所在地

株式会社クラレ西条事業所
西条市朔日市892番地

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第46号イ及び第74号

4 変更しようとする事項の内容

排水水の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 排水口No.1（既設）

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.1 最大 9.9	
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 10	
			廃止

	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.1 最大 8.3
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 55,465 最大 67,230

(2) 排水口No.1（新設）

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）		通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		通常 6.1 最大 9.9
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）		通常 2.0 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		通常 2.1 最大 8.3
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		通常 0.1 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）			通常 55,465 最大 67,230

備考 この他に雨水排水口が4箇所ある。

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、平成30年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成30年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成30年 8月22日（水）13時30分

2 試験の場所

愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4-2）
愛媛県薬剤師会館（愛媛県松山市三番町七丁目6-9）

3 受験願書の提出期間

平成30年 6月11日（月）から22日（金）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健

福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による平成30年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成30年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
平成30年 7月12日（木）13時00分
- 2 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間
平成30年 6月4日（月）から 6月15日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成30年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成30年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
平成30年 8月21日（火）13時30分
- 2 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間
平成30年 6月25日（月）から 7月6日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。